

商品概要説明書

商品名	無担保住宅ローン													
ご利用いただける方	当金庫の地区内にお住まいの方またはお勤めの方で次の条件を満たされる方 ・お借入時の年齢が満 18 歳以上の方 ・安定継続した年収がある方 ・保証会社の保証が得られる方 ・その他当金庫の審査基準に適合される方													
お使いみち	1.お申込人が居住(居住予定を含む)し申込人もしくはその家族(配偶者、親、子、孫、兄弟)が所有している自宅、またはその家族が居住(居住予定を含む)し申込人が所有している自宅にかかる次のいずれかの資金 ①不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム(増改築・修繕)資金およびそれに伴う諸費用 ※上記①に付随して必要となるインテリアや家電購入資金は①と合わせた申込みで 100 万円まで ※土地のみの購入資金は、隣地購入、底地購入が対象です ※上記①にかかる住宅ローンの不足資金は対象外です ②申込人が①を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社(消費者金融を除く)から借り入れたローン(無担保)の借換資金および借換に伴う繰上返済にかかる手数料 ③申込人が①を用途として当金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローン(借換直前 3 ヶ月の約定返済で 3 営業日以上の履行延滞が 1 度もないものに限り)の借換資金および借換に伴う繰上返済にかかる手数料 2.申込人またはその親族が所有している建物にかかる次の資金 ①更地にするための空き家解体費用それに伴う諸費用(建物解体後の滅失登記費用等を含む) ※事業専用で使用していた建物は対象外です ②申込人が①を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社(消費者金融を除く)から借り入れたローン(無担保)の借換資金および借換に伴う繰上返済にかかる手数料													
お借入金額	2,000 万円以内 ※資金用途が空き家解体費用に関するものについては 500 万円以内です。													
融資期間	3 ヶ月以上 20 年以内													
融資利率	ご希望に応じて変動金利または 10 年固定金利を選択できます。 【変動金利型】 ・利率は、当金庫の短期プライムレート(以下、基準金利といいます。)の変動を基準に決定します。 ・ご融資期間中、基準金利の変更があった場合は、その変更幅と同じだけ引き下げ、または引き上げられ、毎月のご返済額も変更となる場合があります。 ・ご融資期間中、他の金利型への変更はできません。 【10 年固定金利型】 ・固定金利期間中は、10 年間金利の変動はありません。 ・新規お借入れ時の利率は、当初固定期間のみの適用となります。 ・固定金利期間終了後は、自動的に変動金利となり、適用利率は、固定金利期間終了時点の基準金利の改定幅で変更となります。適用利率の改定があった場合、毎月のご返済額も変更となる場合があります。 ※適用金利は、窓口までお問い合わせください。当金庫ホームページでもご覧いただけます。													
保証会社	一般社団法人しんきん保証基金													
保証料	金利に含まれます。													
ご返済方法	毎月元利均等返済または元金均等返済 ※ボーナス時増額返済もご利用いただけます(6 ヶ月毎でお申込額の 50%以内)。 ※6 ヶ月以内で元金返済の据置きができます。													
担保・保証人	(一社)しんきん保証基金が保証しますので、担保・保証人は不要です。 また、連帯債務の取扱いが可能ですので、詳細は窓口へお問い合わせください。													
団体信用生命保険	・当金庫所定の団体信用生命保険(一般団信、がん団信)にご加入いただけます。 ・保険料は当金庫が負担します。 ・申込金額が 1,000 万円超の場合、団体信用生命保険に加入が必要です。													
必要書類	【本人確認書類】 ・運転免許証(表、裏) ・運転免許証を取得していない場合、個人番号カード(表のみ)、パスポート、顔写真付住民基本台帳カード(表裏)、運転経歴証明書(表裏)のいずれか、健康保険証の場合は、住民票抄本または公共料金の領収書等の写し 【年収確認書類】 所得証明書、源泉徴収票、確定申告書の控等 【資金用途確認書類】 見積書、注文書、請求書等 借換が含まれる場合、借換対象の住宅ローンにかかる返済予定表および返済用預金口座通帳 不動産購入の場合、売買契約書 資金用途に定める対象物件の全部事項証明書													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資金用途</th> <th>徵求対象物件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不動産の購入資金</td> <td>購入するすべての土地・建物</td> </tr> <tr> <td>新築資金、建替え資金</td> <td>建築する建物の敷地となる土地</td> </tr> <tr> <td>リフォーム資金</td> <td>リフォーム対象となる建物</td> </tr> <tr> <td>ローン(無担保)の借換資金</td> <td>借換対象となる建物</td> </tr> <tr> <td>住宅ローンの借換資金</td> <td>借換対象となるすべての土地・建物</td> </tr> </tbody> </table>	資金用途	徵求対象物件	不動産の購入資金	購入するすべての土地・建物	新築資金、建替え資金	建築する建物の敷地となる土地	リフォーム資金	リフォーム対象となる建物	ローン(無担保)の借換資金	借換対象となる建物	住宅ローンの借換資金	借換対象となるすべての土地・建物	※隣地購入、底地購入は、購入するすべての土地と自宅建物 ※新築マンションは不要
資金用途	徵求対象物件													
不動産の購入資金	購入するすべての土地・建物													
新築資金、建替え資金	建築する建物の敷地となる土地													
リフォーム資金	リフォーム対象となる建物													
ローン(無担保)の借換資金	借換対象となる建物													
住宅ローンの借換資金	借換対象となるすべての土地・建物													

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・上記のほか、当金庫所定の審査によりご希望に沿えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。 ・当金庫での本件を含むすべてのお借入額が700万円を超える場合、出資に加入していただきます。 ・ローン契約書に対する印紙税や、(根)抵当権抹消費用がかかる場合があります。 ・融資関連手数料につきましては、当金庫ホームページをご参照ください。 ・店頭にてローンシミュレーションもいたしますのでお気軽にご相談ください。 ・お使いみちが自宅の購入資金、新築資金、建て替え資金の場合、ローン実行後に対象物件の所有者がお申込みご本人であることを確認するため、不動産登記簿謄本をお願いする場合があります。 ・お使いみちが住宅ローンの借換え資金の場合、借換え対象住宅ローンの(根)抵当権が抹消されていることを確認するため、不動産登記簿謄本をお願いする場合があります。
ローン商品に関するお問合せ先	<p>お近くの営業店または下記までお問合せください。</p> <p>ローン相談窓口専用フリーダイヤル 0120-475-005 受付 9時～17時(平日のみ)</p>
当金庫の苦情・相談窓口	<p>お客様相談室</p> <p>フリーダイヤル 0120-475-818 受付 9時～17時(平日のみ)</p>
当金庫が契約している指定紛争解決機関	<p>全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)、</p> <p>東京弁護士会(電話：03-3581-0031)</p> <p>第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)</p> <p>第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)</p>

米子信用金庫
<令和4年4月1日現在>